平成２４年（フ）第１６９号
北海道苫小牧市東開町４丁目４番７―105号
債務者　辻　　道代（旧姓金内）
1　決定年月日時　平成24年10月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２４年（フ）第２５２号
盛岡市上飯岡７地割３番地２
債務者　伊藤　一徳
1　決定年月日時　平成24年11月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２４年（フ）第２８２号
盛岡市北松園４丁目21番10号
債務者　荒内　浩二
1　決定年月日時　平成24年11月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２４年（フ）第６８３号
仙台市太白区太白２丁目20番13―501号、従前の住所仙台市太白区秋保町湯元字除26番地の１
債務者　庄子　一也
1　決定年月日時　平成24年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第６９８号
仙台市太白区鈎取本町１丁目９番13号
債務者　吉田　春菜
1　決定年月日時　平成24年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第７０７号
宮城県宮城郡松島町高城字元釜家14番地の１ファミール伊藤201
債務者　奥村　恵美
1　決定年月日時　平成24年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第７４４号
宮城県多賀城市高橋２丁目19番７―301号
債務者　大友　俊幸
1　決定年月日時　平成24年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第７４５号
宮城県多賀城市高橋２丁目19番７―301号
債務者　大友　真紀
1　決定年月日時　平成24年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第２３０号
茨城県土浦市上高津1250番地12　坂西住宅
債務者　菊池　律子
1　決定年月日時　平成24年10月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２４年（フ）第２３５号
茨城県石岡市下林2077番地27、前住所長野県飯田市八幡町521番地３　パークサイドハイツ105号
債務者　古谷田和義
1　決定年月日時　平成24年10月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２４年（フ）第２４７号
茨城県つくばみらい市伊奈東54番地63
債務者　長瀬　　定
1　決定年月日時　平成24年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２４年（フ）第２４８号
茨城県つくばみらい市伊奈東54番地63
債務者　長瀬　晴代
1　決定年月日時　平成24年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２４年（フ）第６７６号
千葉県流山市東初石３丁目101番地の７　ヴィラモール103
債務者　小俣　　一
1　決定年月日時　平成24年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第６７７号
千葉県松戸市西馬橋広手町11番地の１　大野コーポ202号
債務者　瀬川　和枝
1　決定年月日時　平成24年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第６８９号
千葉県松戸市小金原３丁目18番地　小金原団地11棟503号
債務者　鈴木　義明
1　決定年月日時　平成24年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第６９０号
千葉県流山市美田69番地の460
債務者　平田健一郎
1　決定年月日時　平成24年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第６９６号
千葉県松戸市上本郷298番地　寿荘２Ｆ
債務者　芦田　三男
1　決定年月日時　平成24年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部